



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・包括外部監査契約の締結	総 務 文 書 課
・総合評価一般競争入札の参加者の資格等	医 療 政 策 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	障 害 福 祉 課
○長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱の一部改正	原爆被爆者援護課
・海岸保全区域の指定及び廃止	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定	林 政 課
◎ 公 告	
・総合評価一般競争入札の実施	医 療 政 策 課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	"
・肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・土地改良区の役員の就退任（5件）	農 村 整 備 課

告 示

長崎県告示第391号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 契約の期間の始期
令和3年4月1日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。
- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所
氏名 有馬 理
住所 長崎県長崎市中園町7番7-801号
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

長崎県告示第392号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

長崎県ドクターヘリ運航業務委託（業務番号 3医政第185号）

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者

3 競争入札参加者の資格要件

- (1) 次の基準を満たしている航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に定める航空運送事業を営む者及びその共同企業体
 - ア 有効な航空運送事業免許を有し、ヘリコプターによる航空運送事業に5年以上の実績を有すること。
 - イ 過去にドクターヘリ運航業務の契約実績があり、令和3年4月1日時点でドクターヘリ運航5,000件以上の出勤実績を有すること。
 - ウ 仕様書に定める、本業務の実施に必要な操縦士、整備士、運航管理担当者を必要数確保していること。
 - エ 仕様書に定める、本業務の実施に必要な機体を確保し、本業務に使用する機体の故障その他の理由により運航に支障をきたすと認められる場合に、速やかに代替機を配備するなどの適切な措置を講じて、運航を継続することが可能であること。
 - オ 過去3年間に、ドクターヘリの運航業務において運航の責めに帰すべき理由により搭乗者等が死亡に至る重大な事故を発生させていないこと。
 - カ 過去3年以内に国土交通省より業務停止、業務改善命令及び業務改善勧告の措置を受けていないこと。
- (2) 共同企業体としての資格要件
 - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
 - イ 共同企業体は、3者以内で構成すること。ただし、各構成員は同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。
 - エ 共同企業体のすべての構成員が、(1)ア・イ・オの要件を満たすこと。
 - オ 共同企業体の協定書は、様式第4号に示された「共同企業体協定書」によるものとする。

4 入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び令第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項

- ア 年間売上高
イ 営業年数
ウ 従業員数
エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
オ 3(1)に掲げる事項
- 5 資格審査申請の時期
この告示の日から、令和3年6月11日（金曜日）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 6 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法
一般競争入札参加申請書（様式第1-1号又は第1-2号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。（<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>）
- (2) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便など配達記録が残るものに限る。期限までに必着のこと。）により提出すること。
- ア 誓約書
イ 法人にあつては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
エ 県税に関し未納がないことを証する証明書（※）
オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（※）
- 【※注】上記「エ」及び「オ」について
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- ①長崎県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」のうち備考欄に『徴収猶予を行っている税目以外については〇月〇日現在の未納額はありませぬ。』の記載があるもの。
②他の都道府県税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」で、過年度分の滞納がないもの。
③国税：新型コロナウイルス感染症による特例制度の「徴収猶予許可通知書」
- カ 印鑑届
キ 口座振替申込書
ク 財務関係明細書（申請時に確定している直近の決算年度の貸借対照表及び損益計算書の写しでも可）
ケ 営業概要書
コ 3(1)アに関する免許等の写し
サ 航空機等運航業務に係る実績状況調（過去3年間）（様式第2号）
シ ドクターヘリの運航体制等調（様式第3-1号又は様式第3-2号）
ス 共同企業体協定書（様式第4号）※ただし、共同企業体による申請の場合に限る。
セ 同等品承認願（様式第5号）
※ただし、仕様書別紙2に示すドクターヘリ搭載医療機器の例示品以外の同等品を使用する場合に限る。
- (3) 申請書の交付及び提出場所
〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
〔名称〕長崎県福祉保健部医療政策課地域医療班
〔電話〕095-895-2461（直通）
- 7 資格審査結果の通知
令和3年6月18日（金曜日）までに資格審査結果通知書を通知（郵送）する。
- 8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 入札参加資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
日本調剤 浦上薬局	長崎市茂里町3-58	令和3年5月1日

長崎県告示第394号

長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱（平成16年長崎県告示第644号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る助成金事業から適用する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者が介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所した場合又は介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、<u>認知症対応型共同生活介護</u>、旧介護予防通所介護又は第1号通所事業（以下「通所介護・短期入所生活介護等」という。）、訪問介護、旧介護予防訪問介護及び第1号訪問事業を利用した場合の費用負担について、必要な助成事業を行い、もって被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(助成事業の種類)</p> <p>第3条 助成事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通所介護・短期入所生活介護等 次に掲げる事業ア～オ 略 <u>カ 認知症対応型共同生活介護利用被爆者助成事業</u> キ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者が介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下「介護老人福祉施設等」という。）に入所した場合又は介護保険法に規定する通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、旧介護予防通所介護又は第1号通所事業（以下「通所介護・短期入所生活介護等」という。）、訪問介護、旧介護予防訪問介護及び第1号訪問事業を利用した場合の費用負担について、必要な助成事業を行い、もって被爆者及びその家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(助成事業の種類)</p> <p>第3条 助成事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通所介護・短期入所生活介護等 次に掲げる事業ア～オ 略</p> <p><u>カ 略</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>

種類	助成対象者	助成内容	種類	助成対象者	助成内容
略			略		
複合型サービス (看護小規模 多機能型居宅介 護)利用被爆者 助成事業	略		複合型サービス (看護小規模 多機能型居宅介 護)利用被爆者 助成事業	略	
認知症対応型共 同生活介護利用 被爆者助成事業	<p>1 認知症対応型 共同生活介護に 係る地域密着型 サービスを受 け、地域密着型 介護サービス費 等の支給を受 けている被爆者 で、当該費用の 一部を負担して いるもの</p> <p>2 介護予防認知 症対応型共同生 活介護に係る地 域密着型介護予 防サービスを受 け、地域密着型 介護予防サービ ス費等の支給を 受けている被爆 者で、当該費用 の一部を負担し ているもの</p>	<p>1 被爆者が受け る地域密着型介 護サービス費の 費用から、被爆 者が受け、又は 受けることがで きた当該介護給 付等の額を減じ た額を限度額と し、その範囲内 の額</p> <p>2 被爆者が受け る地域密着型介 護予防サービス 費の費用から、 被爆者が受け、 又は受けること ができた当該介 護給付等の額を 減じた額を限度 額とし、その範 囲内の額</p>	略		
略			略		
備考 略			備考 略		

長崎県告示第395号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。
関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、橘湾沿岸江ノ浦漁港海岸池下地区海岸池下地先海岸に係る海岸保全区域（昭和34年長崎県告示第220号）は、廃止する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

海岸の名称				指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
橘湾	江ノ浦	池下	池下	イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線により囲まれた区域 イ 北緯32度45分22秒8015 東経129度59分22秒1649 ロ 北緯32度45分21秒3749 東経129度59分22秒8332 ハ 北緯32度45分21秒0372 東経129度59分21秒7532 ニ 北緯32度45分22秒4638 東経129度59分21秒0849

長崎県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林の所在場所
対馬市上県町女連字江川ノ町44（次の図に示す部分に限る。）、字コヘ平112、114、117の3、165
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務番号 3 医政第185号
 - (2) 委託名 長崎県ドクターヘリ運航業務委託
 - (3) 委託期間 契約締結日から令和8年11月30日まで（ただし、運航開始日は令和3年12月1日）
 - (4) 業務概要
長崎県が実施する救急医療に必要な機器及び医薬品等を装備したヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航業務等。なお、仕様書等詳細については入札説明書による。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
令和3年5月18日付け競争入札の参加者の資格等（告示）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。
- 3 入札の方法等
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による、総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札は、別に指定する入札書（様式第7-1号又は様式第7-2号）及び入札用封筒（様式第8号）に必要事項を記載して、記名押印の上、封印をして、入札当日に持参又は下記期限までに郵送すること。郵送による場合は、入札用封筒（内封筒）とは別の封筒（外封筒）に入れ一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により10の担当部局に提出すること。なお、郵送の場合、代理人による入札は認められないこと。
 - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - (5) 入札執行回数は3回を限度とする。

- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状（様式第9号）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- (8) 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- (9) 本入札には最低制限価格が設定されていない。
- (10) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
〔名 称〕長崎県福祉保健部医療政策課地域医療班
〔住 所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
〔電 話〕095-895-2461（直通）
- (11) 技術提案書の提出期限及び提出場所
〔期 限〕令和3年7月2日（金曜日）午後5時まで（必着）
〔場 所〕3の(10)の部局
〔方 法〕持参又は郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法）すること。
- (12) 入札・開札の期日及び場所
〔期 日〕令和3年7月30日（金曜日）午後1時30分
〔場 所〕長崎県庁行政等1階入札室
※入札当日が悪天候（大雨等）等の場合は入札を延期することもあるので、事前に3の(10)の部局に確認すること。
- (13) 郵送による場合の入札書の提出期間及び提出場所
〔期 限〕令和3年7月21日（水曜日）から令和3年7月29日（木曜日）午後5時まで（必着）
〔場 所〕3の(10)の部局
〔方 法〕一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により提出すること。
※郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となります。前日までに持参等されても入札書の受領はできません。
- 4 入札説明書等の交付期間及び場所
〔期 間〕この公告の日から令和3年7月29日（木曜日）（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
〔場 所〕3の(10)の部局 下記の県のホームページから入手することもできる。
<https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/index.html>
- 5 契約事項を示す場所
3の(10)の部局
- 6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 平成31年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分とする。
- (a) 3,000万円以上
(b) 1,000万円以上3,000万円未満
(c) 1,000万円未満
- 入札保証金の免除を希望する場合は、事前に電話で連絡のうえ、入札保証金免除申請書（様式第10号）に必要書類を添えて、令和3年6月25日（金曜日）午後5時（必着）までに、3の(10)の部局へ持参又は郵送すること。
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で

事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 平成31年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを提出する場合

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分とする。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 1,000万円以上3,000万円未満
- (c) 1,000万円未満

契約保証金の免除については、証明書類が入札保証金の免除と同様である場合は、別途申請の必要はない。

8 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（様式第9号）の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(6)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者が入札条件に違反したとき。
- (11) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札業務名のいずれかもしくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、県が別に定める「落札者決定基準」に基づき、技術提案書の審査による技術点、入札金額による価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）を算定し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の最も高い入札者を落札者とする。さらに、総合評価点が高く、かつ技術点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

- (2) 技術点は、基礎点20点と加算点80点の合計100点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出した者は不合格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格点は100点とし、入札価格に応じて点数を与える。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 11 落札者決定基準
落札者決定基準については、別に定める。
- 12 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きが停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Consignment of Emergency Medical Helicopter Service Operation for Nagasaki Prefecture
- (2) Period for submission of tender by registered mail:
From Wednesday, July 21, 2021 until 5:00 p.m. Thursday, July 29, 2021
- (3) Date and time for the opening of tender:
At 1:30 p.m. on Friday, July 30, 2021
- (4) Point of contact:
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, Japan
Medical Policy Division,
Health & Welfare Department,
Nagasaki Prefectural Government.
TEL 095-895-2461

落札者決定基準

本書は、「長崎県ドクターヘリ運航業務委託」に係る競争入札の落札者決定基準を示すものである。

1 落札者の決定方法

入札参加者は「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

2 総合評価の方法

(1) 総合評価点は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

技術評価点 100点

価格評価点 100点

(3) 技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

①実施方法及び実施体制 35点

②ドクターヘリの運航体制 65点

(4) 技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙評価基準表のとおりとするが、評価基準表中「必須項目」については、県が技術提案書に求める最低限の要求水準であることから、1項目でも最低水準を満たしていない場合、技術提案書は不合格とし、総合評価点は与えない。

(5) 技術評価点の評価は複数名の審査委員により行う。

①必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査委員が最低限の要求水準を満たしていないとした場合、基礎点は0点とし、技術提案書は不合格となる。

②必須項目以外の審査（加算点）

各審査委員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査委員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評価	採点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	-

※平均を算出した結果、端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

③基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

(6) 価格評価点は次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 100点 \times (1 - \text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格})$$

※算定の結果端数がある場合、小数点以下第2位を四捨五入する。

長崎県ドクターヘリ運航業務委託 技術評価点の評価基準表

評価項目		評価基準細目	必須項目	配点			
				基礎点	加算点	細目計	項目計
一 実施方法及び実施体制	実施方法	仕様書の内容を確実に履行できる体制が確保されており、手法や日程に無理がないか。	○	10		10	35
	実施体制	同種の業務について実績があり、当該業務に関する知見やノウハウを有していると判断できるか。			15	25	
		日常業務や、ドクターヘリ運航調整委員会・症例検討部会・安全管理部会等において、県や基地病院と連携し柔軟に対応できる体制が整っているか。			10		
二 ドクターヘリの運航体制	機体の確保	長崎県ドクターヘリとして使用することを想定する機体及び医療機器は、仕様書で求める基準を満たし、適切なものとなっているか。	○	10		35	65
		通年運航を実施するにあたり、機体数は十分か。			10		
		機体に不足の事態（不具合等）が生じた場合の対応（早期の修理復旧及び代替機手配）は、具体的かつ実施可能なものであるか。			15		
	人人体制	通年運航を実施するにあたり、操縦士、整備士及び運航管理担当者（CS）について、仕様書で求める基準を満たす者が、十分に確保できる体制となっているか。			15	15	
	安全管理	安全管理のための取り組みが十分になされているか。 （点検体制、運航の安全管理体制、スタッフの健康管理（アルコールチェック等）、緊急時の対応、航空保険等の加入状況など）			15	15	
計				20	80	-	100

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マルキョウ大村松並店
長崎県大村市松並二丁目888番1 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルキョウ 代表取締役 富松 俊一
福岡県大野城市山田五丁目3番1号
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルキョウ 代表取締役 富松 俊一
福岡県大野城市山田五丁目3番1号
株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年12月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,911平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 139台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 43台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 80.0平方メートル
建物南側 64.0平方メートル 合計144.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 15.00立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社マルキョウ
午前9時30分から午後11時00分
株式会社ナフコ
午前9時00分から午後6時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北側 1箇所
建物敷地東側 2箇所 合計3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分

2 届出年月日

令和3年4月26日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、大村市産業振興部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みらい長崎ココウォーク

長崎県長崎市茂里町1番55号

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

長崎自動車株式会社 代表取締役 嶋崎 真英

長崎県長崎市新地町3番17号

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ九州販売

福岡市博多区住吉2丁目2番1号 スクエア博多イースト9F

代表取締役 上村 浩司

外66店

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ九州販売

福岡市博多区住吉2丁目2番1号 スクエア博多イースト9F

代表取締役 上村 浩司

外61店

(4) 変更の年月日

令和3年3月12日 外

2 届出年月日

令和3年4月27日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第656号	副産動物質 肥料	6.5シー・ プロテイン	窒素全量 6.5%	大阪府大阪市中央区博労町 3丁目6番1号	喜多組商事株式会社 代表取締役社長 濱上 眞治	平成24年 5月15日	令和3年 5月15日 から 令和6年 5月14日 まで

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田平土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 川 隆 友	平戸市田平町以善免238番地	小 川 隆 友	平戸市田平町以善免238番地
安 田 豊	平戸市田平町下寺免1515番地 1	安 田 豊	平戸市田平町下寺免1515番地 1
石 井 一 彦	平戸市田平町一関免113番地	松 本 一 郎	平戸市田平町小崎免225番地
山 口 善 己	平戸市田平町下亀免485番地 2	濱 道 清 市	平戸市田平町福崎免230番地
出 口 治 雄	平戸市田平町里免316番地	石 井 一 彦	平戸市田平町一関免113番地
大久保 堅 太	平戸市田平町小崎免1006番地	山 口 善 己	平戸市田平町下亀免485番地 2
染 川 勝 英	北松浦郡佐々町羽須和免103番地 5	染 川 勝 英	北松浦郡佐々町羽須和免103番地 5
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
太 田 正 喜	平戸市田平町荻田免163番地	太 田 正 喜	平戸市田平町荻田免163番地
金 子 昌 興	平戸市田平町福崎免143番地	出 口 治 雄	平戸市田平町里免316番地
久 原 鐵 男	平戸市田平町山内免470番地 1		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、生月土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
内 山 常 満	平戸市生月町壱部4876番地 2	内 山 常 満	平戸市生月町壱部4876番地 2
田 中 昭 二	平戸市生月町壱部3736番地	百 村 政 好	平戸市生月町壱部4800番地
田 中 穂 積	平戸市生月町壱部4429番地	大 川 憲 博	平戸市生月町山田免1166番地
立 石 延 久	平戸市生月町壱部4841番地 1	田 中 穂 積	平戸市生月町壱部4429番地
百 村 政 好	平戸市生月町壱部4800番地	江 口 禎 治	平戸市生月町壱部5113番地 2
大 石 義 光	平戸市生月町壱部5306番地	大 石 義 光	平戸市生月町壱部5306番地
吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地	吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
岡 本 量 次	平戸市生月町里免3961番地	岡 本 量 次	平戸市生月町里免3961番地
濱 崎 重 継	平戸市生月町壱部5372番地 2	谷 本 雅 嗣	平戸市生月町壱部4710番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、生月中央土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 村 政 幸	平戸市生月町里免1755番地 1	川 村 政 幸	平戸市生月町里免1755番地 1
西 岡 正 幸	平戸市生月町里免2630番地	西 岡 正 幸	平戸市生月町里免2630番地
末 永 安 一	平戸市生月町里免3224番地	松 山 哲 治	平戸市生月町里免3914番地
吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地	吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地

鳥 山 仁 司	平戸市生月町里免2116番地	鳥 山 仁 司	平戸市生月町里免2116番地
田 中 富 男	平戸市生月町里免957番地	田 中 富 男	平戸市生月町里免957番地
田 中 弘 隆	平戸市生月町里免1033番地	田 口 悟 市	平戸市生月町里免1010番地
坂 元 高 満	平戸市生月町里免1412番地	坂 元 高 満	平戸市生月町里免1412番地
大 浦 清 人	平戸市生月町里免774番地	大 浦 清 人	平戸市生月町里免774番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
大 川 利 浩	平戸市生月町里免3968番地	大 川 利 浩	平戸市生月町里免3968番地
船 原 宗 正	平戸市生月町里免2477番地	船 原 宗 正	平戸市生月町里免2477番地
吉 田 千 歳	平戸市生月町里免1704番地	吉 田 千 歳	平戸市生月町里免1704番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、空池原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
酒 井 光 則	南島原市加津佐町丙3215番地	酒 井 光 則	南島原市加津佐町丙3215番地
宮 崎 努	南島原市加津佐町乙9295番地	宮 崎 努	南島原市加津佐町乙9295番地
野 口 泰 輔	南島原市加津佐町乙9241番地	野 口 泰 輔	南島原市加津佐町乙9241番地
林 田 元 親	南島原市加津佐町丙3220番地、3221番地	林 田 元 親	南島原市加津佐町丙3220番地、3221番地
吉 田 秀 明	南島原市加津佐町丙2197番地	吉 田 秀 明	南島原市加津佐町丙2197番地
林 田 昭 夫	南島原市南有馬町己4072番地	林 田 昭 夫	南島原市南有馬町己4072番地
宮 崎 孝 文	南島原市加津佐町乙1366番地	宮 崎 孝 文	南島原市加津佐町乙1366番地

渡 部 悟	雲仙市南串山町乙5844番地38	渡 部 悟	雲仙市南串山町乙5844番地38
太 田 晋 次	南島原市加津佐町乙2390番地 1	太 田 晋 次	南島原市加津佐町乙2390番地 1
太 田 和 也	南島原市加津佐町乙8446番地	小田原 一 人	南島原市加津佐町丁1313番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 崎 陽 一	南島原市加津佐町乙1847番地 1	宮 崎 陽 一	南島原市加津佐町乙1847番地 1
荒 木 勇 介	南島原市加津佐町乙9220番地	荒 木 勇 介	南島原市加津佐町乙9220番地
林 田 知加志	南島原市加津佐町丙3243番地	林 田 知加志	南島原市加津佐町丙3243番地
林 繁 幸	南島原市口之津町甲2594番地 1		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宮田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年5月18日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 川 清 美	雲仙市国見町土黒己1225番地	小 川 清 美	雲仙市国見町土黒己1225番地
佐々木 肇	雲仙市国見町土黒己1261番地 1	佐々木 肇	雲仙市国見町土黒己1261番地 1
西 川 均	雲仙市国見町土黒己1235番地	西 川 均	雲仙市国見町土黒己1235番地
森 本 稔 広	雲仙市国見町土黒己1259番地	森 本 稔 広	雲仙市国見町土黒己1259番地
原 田 克 己	雲仙市国見町土黒己367番地	原 田 克 己	雲仙市国見町土黒己367番地
大 川 一 正	雲仙市国見町土黒己18番地 1	大 川 一 正	雲仙市国見町土黒己18番地 1
織 田 益 実	雲仙市国見町土黒己37番地	織 田 益 実	雲仙市国見町土黒己37番地
林 田 康一郎	雲仙市国見町土黒戊352番地	林 田 康一郎	雲仙市国見町土黒戊352番地

梅 木 勉	雲仙市国見町土黒戊532番地1	梅 木 勉	雲仙市国見町土黒戊532番地1
宮 崎 賢一郎	雲仙市国見町土黒己320番地	宮 崎 賢一郎	雲仙市国見町土黒己320番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
宮 原 眞 一	雲仙市国見町土黒己358番地乙	宮 原 眞 一	雲仙市国見町土黒己358番地乙
篠 崎 一 喜	雲仙市国見町土黒己1301番地	篠 崎 一 喜	雲仙市国見町土黒己1301番地

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ク
弥ク